参考資料Ⅱ

懲 戒 処 分 の 公 表 基 準

岡 山 県 教 育 委 員 会

岡山県教育委員会が行う地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づく懲戒処分の公表については、次に定めるところによる。

１　基本方針

地方公務員法第29条の規定に基づく免職、停職、減給及び戒告の懲戒処分については、全て公表する。

また、懲戒処分事案に関係する管理監督者に対して、岡山県教育委員会が行う、懲戒処分以外の行政上の措置（文書訓告等）についても併せて公表する。

２　公表する内容

「所属」、「職名」、「氏名」、「年齢」、「処分の種類・程度」、「処分事由」及び「発令日」を公表することを原則とする。

ただし、次のような事案については、内容の一部を公表しないことがある。

・被害者その他の関係者の生命、健康、生活又は財産を保護するなど人権に配慮する必要があると判断されるとき。

・被害者等関係児童・生徒への教育的配慮が必要と判断されるとき。

３　公表の方法

原則として教育記者クラブへの資料提供とし、事案の社会的影響等を考慮しながら、必要に応じて記者会見を行う。

４　公表の時期

懲戒処分の発令後、速やかに公表する。

５　施行

この基準は、平成２０年５月２６日以降に行う懲戒処分について実施する。